

# 入札説明書

(イメージドラム ブラック DR-C3BKほか)

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊九州補給処  
調達会計部長 園田直樹

「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号)」第10条及び「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める省令(昭和55年大蔵省令第45号)」第6条の規定に基づき入札説明書を交付する。

## 1 入札日時及び場所

- (1) 日時：令和8年1月14日(水)10時00分
- (2) 場所：陸上自衛隊九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

## 2 入札に付する品名、数量、納期、納地 その他の必要事項：下記まで問合せ願います。

## 3 調達物品等の仕様およびその明細：仕様書のとおり。

## 4 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被補佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。  
令和07・08・09年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のうち「A・B・C及びD」の等級に格付され競争参加資格を有する者であること。ただし契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 5 開札に立会う者に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第81条に基づき入札者(代理人を含む。以下同じ)は開札に立会うものとする。
- (2) 入札者が立会わないときは、入札事務に関係ない九州補給処の職員を開札に立会わせる。

## 6 落札決定方法

**単価決定**(同価の場合は、抽選により決定)

## 7 落札基準

- (1) 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書には消費税抜きの金額を記載する。

## 8 その他の基本的契約事項

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語とし、記載金額は円表示とする。
- (2) 検査については、契約が成立した場合に契約事項の規定に基づき、契約担当官に協力すること。
- (3) 支払方法については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条」により検査終了後契約相手から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に銀行振込により行う。
- (4) 基本的契約条項は、物品売買契約一般条項による。
- (5) 契約条項及び入札心得を示す場所は、官報第3項と同じ。
- (6) 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出のこと。
- (7) 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写を入札前までに提出のこと。
- (8) 郵便による入札書の受領期限は、令和8年1月13日(火)17時00分必着のこと。

注 郵便等による入札の場合、送付される封筒には必ず入札件名「1月14日〇〇〇〇の入札書在中」の記載をすると共に担当者まで事前に連絡をお願いします。

- (9) この入札説明書は、官報(7. 11. 7付)号外と併用して参照のこと。

- (10) 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札等参加者心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- (11) 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面7インチ以上）の持込は禁止します。
- (12) この入札説明書の詳細、入札に関する疑義及び承認申請については下記に照会のこと。
- ア 郵便番号：842-0032
- イ 所在地：佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1  
陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課第1契約班 徳永
- ウ 電話番号：0952-52-2161(内線2316) FAX：0952-52-3748